

令和4年度補正予算

伝統産業に携わる
事業者を支援！！

京都市伝統産業製品販売強化等支援事業補助金

補助率

9/10

以内

組合等の場合、補助金額（上限） **25万円**

法人の場合、補助金額（上限） **10万円**

個人事業主の場合、補助金額（上限） **5万円**

補助対象事業

次の経費が対象です！

- ①伝統産業製品等の新商品開発（※1）に必要となる道具・材料の購入に係る経費
- ②伝統産業製品等の製造工程に直接関わる設備の新設，更新，改修等（税抜き30万円未満）に係る経費（※2）
- ③展示会への出展に係る経費
- ④広告・販促物の制作等に係る経費

※1事業の完了には、新商品を完成させる必要はありません。

※2統計法の統計基準である日本標準産業分類で飲食サービス業に分類される産業に係る経費を除く。

補助対象者

- ①京都市が指定する伝統産業74品目に携わる組合等
- ②京都市が指定する伝統産業74品目に携わる事業者（※2）
ア 本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する法人
イ 本市の区域内の店舗，事務所等で事業を営む個人事業主

※2一部を除き，組合等の交付副申請書が必要です。

補助対象の 事業期間

令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）

受付期間

令和4年7月4日（月）～8月4日（木）※当日消印有効

郵送により，申請を受け付けます。

<郵送先> 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室

「京都市伝統産業製品販売強化等支援事業補助金」事務局宛

申請方法

申請書

ホームページからダウンロードいただけます。

URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000300401.html>

 **京都市 伝統産業 製品販売強化等 支援事業補助金** で検索！



問合せ先


7月4日からコールセンターを開設します。

「京都市伝統産業製品販売強化等支援事業補助金」事務局

TEL：0570-043-337 FAX:075-222-3331

メール：densanhojyokin@city.kyoto.lg.jp

平日9:00～17:00(12:00～13:00除く)（土・日・祝日及び年末年始を除く）

詳細は裏面へ

申請書以外に必要な添付書類

必要な添付書類（コピー可）	
組合等	<input type="checkbox"/> 「定款」又は「規約」等
法人	<input type="checkbox"/> 「登記事項証明書」（申請時点の直近半年以内のもの） ※登記事項証明書に記載された本店が京都市外である場合、本店の住所が京都市内であることを公表されているHP・パンフレット等の資料を、併せて添付
個人	以下の①と②のいずれも必要です。 <input type="checkbox"/> ①本人確認書類（運転免許証、住民票の写し等）及び <input type="checkbox"/> ②「京都市内に店舗・事務所を有することを証明する書類」 ※以下のうちいずれかひとつが必要です。 <ul style="list-style-type: none">・「開業届（収受印が必要）」・「確定申告書の控え（直近年、収受印が必要）」・「住民税申告書の控え（直近年、収受印が必要）」・「営業許可証」

対象経費の例

(①新商品開発の場合)

ハケ、ブラシ、筆、針、白生地、糸、漆、顔料、パソコン、書籍購入、研さん等に係る経費

(②設備改修等の場合)

ボイラー、窯（釜）、ジャカード等の改修等に係る経費（ただし、税抜き30万円未満のもの）

(③展示会への出展の場合、広告、販促物の制作の場合)

出展料、ブース設営費等に係る経費

(④広告、販促物の制作の場合)

チラシ、ポップ、ホームページ制作に係る経費、デザイン費、印刷費

対象外経費の例

(共通して対象外となる経費)

燃料代、宿泊費、旅費、公租公課（税金、社会保険料等）、金券（商品券、ビール券、交通券等）、

印紙購入に要する費用、飲食費、接待交際費、人件費（報酬を含む）、車輛に係る経費、

水道光熱費、廃棄物処理関係費用、会費、入会費、福利厚生費、雇用削減を伴う事業、

その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

(設備改修等の場合に対象外となる経費)

パソコン、カメラ、一般用プリンターなど、京都市伝統産業設備改修等補助制度で対象外とされている経費

Q & A

Q. 既に購入した道具・材料についても申請可能ですか？

A. 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに支出した経費が対象になります。

Q. 京都市、国、京都府などの補助金を受けていても重複して申請できますか？

A. 重複申請は可能ですが、同様の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち最も低い額になります。

(1) 補助対象経費から京都市、国、京都府などの補助金の額を除いた額に補助率を乗じた額

(2) 一補助対象者あたりの補助上限額

ただし、補助金によって併用不可の場合もあるため、併用先の補助金の要件をご確認ください。

Q. 実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか？

A. 最終期限は令和5年2月7日ですが、道具や材料の購入が終わり次第速やかにご提出ください。実績報告書には、納品書、請求書、領収書の提出が必要です。

Q. 従業員の申請は可能ですか？

A. 今回の補助金においては、従業員の方の申請はできません。組合等、法人、個人事業主の方が申請可能です。